

平成31年（行ウ）第145号 元号制定差止請求事件

原告 山根二郎 外2名

被告 国

## 原告ら準備書面（2）

2019年11月18日

東京地方裁判所民事第3部B1係 御中

原告兼原告ら訴訟代理人

弁護士 山根二郎

被告の準備書面（1）に対する反論。

第1 「本件政令の制定に处分性はなく、本件政令の制定の無効確認を求める訴えは不適法であること」という被告の主張に対する反論。

1 被告は「本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができる」から「国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼすものではない」と主張している。被告がいう「国民の法律上の地位に対する直接具体的な影響」とは何を言っているのか不明であるが、原告らが問題としているのは、元号の制定が、原告ら国民の個々人が有している「連續した時間の意識」を切断することにおいて、」憲法13条が保障する『個人の尊厳』としての人格権を侵害するということなのである。それを被告は「国民の法律上の地位に対する直接具体的な影響」という言葉に置き換えてその影響を否定してみせるのは筋違いであつ

て、まったく反論になつてゐないのである。

2 そして被告は「国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができる」から、本件政令制定に处分性はなく原告らの本件訴えは不適法であるというのであるが、下記で指摘するとおり、原告ら国民は元号と西暦を自由に使い分けることは不可能である。そもそも元号と西暦とは、まったく時間の概念（時間の立脚点）を異にしたものである。元号とは、各天皇の即位の時点を年（時間）の出発点（元年）としてその在位期間の年数を示したものであつて、紀元とはまったく異なるものである。ところが西暦は紀元であつて、この紀元について広辞苑の言葉を借りれば、

「歴史上で年を数える際の基準、または基準となる最初の年。現在世界的には、キリスト誕生と考えられた年（歴史的には紀元前4年頃に誕生とされる）を元年とする西暦紀元を使用。日本では1872年（明治5）、神武天皇即位の年を西暦紀元前660年と定めて皇紀紀元と呼んだ。」

というものである。そうすると、西暦紀元と皇紀紀元とでは、時間の概念としての範疇を同じくするものであるから、660年を加算・減算することによってこの両者を互換することができるが、元号と西暦との間ではこの互換が不可能なのである。ところが被告は、元号のことを西暦という紀元に対置される日本の紀元（和暦）と同じものと勘違いしていて、「元号、西暦を自由に使い分けることができる」というのはこの間違いから出たものである。そうすると、西暦という紀元に対置して、日本独自の紀元をいうとすれば、それは明治維新政府が創設した和暦としての「皇紀紀元」ということにならざるを得ない。

3 明治維新政府は明治5年、神武天皇即位の時点を元年とする「皇紀紀元」というものを創設し、それは西暦紀元の元年より660年を遡った時点を日本の紀元（和暦）とした。したがつて、西暦紀元と互換性をもつのはこの皇紀紀元（和暦）以外にありようがないのである。明治維新政府が、それまで存在していなかつた日本の紀元を創設したのは、元号には歴史上の時間を認識できる時点が存在し

ないため、西暦で動いている世界と交流できないと考えたからである。ところが 74 年間にわたって使用されてきたこの皇紀紀元と元号は、昭和 21 年 1 月 3 日、日本国憲法の公布にともない廃止されたのであるが、昭和 54 年の元号法制定の際、復活したのは一世一元の元号だけであった。このとき、日本で用いられる歴史上の時間の起点として、西暦を選ぶのか、それとも和暦を選ぶのかを定めなければならなかつたのであるが、それを怠つたため、日本は紀元なしの国家となってしまったのである。以上のとおり、元号と紀元とは根本的にその範疇を異にするものであるにもかかわらず、被告は両者の根本的な違いを認識することなく「元号、西暦を自由に使い分けることができる」と言つてゐることは、原告ら国民を愚弄するものと言わなければならぬ。元号と西暦との間には互換性がないことはすでに詳述したとおりである。

4 上記のとおり、元号と西暦との間には互換性がないが、それでもなお被告が「元号、西暦を自由に使い分けることができる」と強弁して、元号の使用を原告ら国民に求めていることは許し難いことである。なぜなら、人々が元号と西暦を自由に使い分けた場合、互いに元号を西暦に、西暦を元号へと常に転換することを余儀なくされるのである。西暦使用者の A と元号使用者の B が会つたとき何が起こるであろうか。A は B が使用する元号を西暦に転換し、そのとき B は A が使用する西暦を元号へとその都度転換しながら相手の言うことを認識しなければならないことになる。このように常に西暦と元号との転換を余儀なくされるということは、西暦を使用する A にとっても、不斷に元号の使用を強制されていることと同じである。したがつて被告が本件政令の制定によって、原告ら国民に「直接具体的な影響を及ぼすものではない」と言つてゐるのはまったく間違いであって、元号の制定は原告ら国民に計り知れない「直接的な影響」を及ぼすことになる。

第 2 元号法を根拠にして、政府が政令によって制定された元号の使用を国民や政府機関に要求することの違憲、違法。

- 1 元号法には、元号制定の目的及び制定された元号の使用に関する記載はまったく存在していないのであるから、どのような使用形態においても政府が元号の使用を国民に要求することは許されていないのである。被告が言っている「元号、西暦を自由に使い分けることができる」ということは、とりもなおさず元号の使用を国民に促していることになるのであって、それには何らの法的根拠がないのである。
- 2 被告も認めているとおり、元号法に定められているのは「元号は、政令で定める。」（同法1項）及び「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」（同法2項）の二カ条だけであって、元号を制定しなければならない目的、元号の定義、元号の使用形態、元号の使用義務等についての規定はいっさい存在していないのである。この元号法をもって被告がいう「元号、西暦を自由に使い分けることができる」という使用形態を導き出すことは不可能である。

第3 公文書における元号使用は、原告ら国民にとって元号の使用を強制されているのに等しい「直接具体的な影響」を及ぼすものであること。

- 1 原告らは、「求釈明書」をもって、被告に対し、「国、裁判所の公文書は、そのすべてが西暦ではなく元号が用いられているが、それは誰によって、いつ、どのようにして定められたものか、ならびにその法的根拠を明らかにされたい。」  
という釈明を求めていた。これに対して被告からの「準備書面(1)」による回答は、  
「一般的に、公的機関の事務については、従来から慣行として原則として元号が使用されてきたところである。」  
というものであった。

- 2 ところが、被告の上記回答は虚偽であり、公文書における元号の使用について重大な事実を秘匿していることが判明した。それは、公文書の年表記に関しては、

「公文書の年の表記については、原則として元号を用いるものとする。」ことを定めた「公文書の年表記に関する規則」（平成6年3月31日規則第3号）

というものが存在していて、国のあらゆる諸機関は、公文書で元号を使用しなければならないことが同規則によって義務付けられている、という事実であった。

「元号は、政令で定める。」「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」の二ヵ条しか存在せず、元号の定義、元号の制定目的、元号の使用形態、元号の使用義務等についての記載が一切ない元号法をもって、政府が国のあらゆる諸機関に対して公文書で元号を使用することを義務付けることの可否問題はここで置くとして、国のあらゆる諸機関は、この規則に従ってすべての公文書において元号を使用しているのが現実である。

3 被告は、「本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができる」と言っているが、原告らを含む国民が、戸籍を含めてあらゆる公文書で元号が使用されている状態のなかで生きていかなければならぬということは、元号の使用が国民に強制されていることとまったく同じであると言わなければならぬ。したがって、本裁判で被告が言っていることはまったく虚偽であることは明らかである。

第4 被告が元号について「元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」と言っていることに対する反論。

1 被告は「元号とは、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」（4頁）というが、「暦年」とは「こよみに定めた1年。太陽暦で、平年は365日、閏年は366日」（広辞苑）のことであつて、それが元号であろうはずは断じてない。元号法には、元号とは何かについての記載が一切ないにもかかわらず、被告はこのようなデタラメな「元号」の定義をいったいどこから持ってきた

のであろうか。被告も、元号法について「同法は、『元号は、政令で定める。』（同法1項）及び『元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。』（同法2項）とのみ定めており、原告らを含め、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼす規定はもとより、特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼす規定は存しない。」（3頁）と言っているとおり、同法から被告がいうような元号の定義を導き出すことは不可能である。

2 元号法に何らの記載がないにもかかわらず、被告はいったい何をもって「すなわち、元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」などということができるのであろうか。そしてそもそも被告が言っていることは、まったくデタラメなことである。なぜなら元号とは「暦年の称号」ではなく、各天皇の即位の時点を年（時間）の出発点（元年）としてその在位期間の時間（年数）を示したものであり、またそれが天皇の諡号（しごう一贈り名）となるものであって、「暦年の称号」などでは断じてないである。

第5 元号の制定及びその使用が、原告ら国民の意識状態にもたらす「直接具体的な影響弊害」（人格権に対する侵害）について。

1 原告らの上記の主張に対する被告の反論が「元号、西暦を自由に使い分けることができる」であり、それがすべてであったが、元号と西暦との間には互換性がなく、この両者を「自由に使い分ける」ことができないことは、すでに詳述したとおりである。にもかかわらず、元号による生活を余儀なくされた原告ら国民は、そのことによって、いったい如何なる意識状態に置かれることになるであろうか。その場合、原告ら国民は、時間の意識において常に意識の分裂状態に陥らざるを得ないということである。

2 西暦という世界史上の時間尺度の中で生きている世界中の人々のなかで、「元号」という天皇在位期間の時間尺度のなかを生きなければならない日本人の意識状態はどのようなものになってくるのであろうか。それを考えるうえで、世界的

精神病理学者であるクラウス・コンラートが1966年に発表した『分裂病のはじまり』ほど、示唆に富んだものはないのである。コンラートが言っていることを研究者の田中究は次のようにいう。

「コンラートは分裂病患者の病的体験を根底で支えているのは、この『関連系』の変換障害であり、その関連系の『乗り越え』不能性であると考えた。こうした状況では、私は常に相対化されず、世界の中心に置かれる。すなわち、すべての体験はプトレマイオス的（天動説では地球が宇宙の中心となる）関連の中に入り込んでしまう。」

「先に述べた関連系の変換障害が生じていると、一般的な意味との置き換えが困難となり、正常水準と比較して強く広い『本質特性』が生起する。すなわち『図と地』が逆転し、乗り越え不能となってしまう。」

「この段階では、通常世界との関連系の変換障害が生じ、異常意味意識が出現する。つまり、知覚された対象は『本質特性』が突出し、様々な意味に溢れ、患者は健常な世界への乗り換え、つまり健常な意味を手に入れることが困難となる。」

原告らが上記で詳述したことを要約すれば「元号と西暦の互換不可能性」ということになるが、それはコンラートの「関連系の変換障害」に通ずるものがあり、それは「通常世界との関連系の変換障害」にも繋がり得るものである。この「通常世界」とは、西暦という連續した時間のなかを生きている人々の世界のことである。

3 上記のコンラートの理論以外にも、統合失調症の本質を「現実との生ける接触の喪失」と捉えたミンコフスキーや「自然な自明性の喪失」と捉えたブランケンブルクなどの精神病理学者の理論があるが、それらはいずれも、元号と西暦との変換の困難性の中を生きる特異な日本人の意識状態・精神状態の深層を照射するものとなっている。そこで見えてくるのは、元号という天皇在位の時間を生きる日本人が陥らざるを得ない、通常世界（西暦世界）との関連性の意識障害という

ことである。

第6 元号は、原告ら国民が有している「自己同一性」（アイデンティティ）を侵害するものであること。

1 本裁判において、原告らは「元号の制定は、原告ら国民が有している『連續している時間』を切断し、憲法13条が基本的人権として保障する国民一人一人の『個人の尊厳』すなわち『人格権』を侵害するものである」として、次のように主張しているのである。

世界の中で日本だけで行われているこの元号制という特異な時間の尺度、すなわち「天皇即位ごとの時間の尺度」の中を生きることを余儀なくされている日本人の精神状態は、「現実との生きた接触感」を喪失した状態と言っても過言ではない。個々人を個々人たらしめているものは、その個々人が有している時間の意識である。その時間の意識とは「連續している時間の意識」のことであって、すべての人々は一人一人が「連續している時間の意識」の中で「私は私である」という「自己同一性」（アイデンティティ）を確認することができる。したがって「私」の中にある時間の意識は「私」という自己存在の根源をなしているものであって、何人といえどもこれを奪うことはできないのである。そしてそれを尊重することこそが憲法13条がいう「個人の尊厳」すなわち「人格権」を尊重することにはかならない。その観点に立ってみると、元号による「時間の連續性の意識」の切断は「自己同一性」を基底とする人間としての存在、すなわち「人格権」に対する重大な侵害に他ならない。天皇の交代によって元号が変わり、「私」がこれまで生きてきた時間の積み重ねが、その元号が変わった日の零時をもってゼロから始まらなければならない、などということをやっている国は日本以外、世界のどこにもないのである。

2 原告らは、上記のとおり、元号の制定はそれまで連續していた時間の意識を切

断し「私は私である」という「自己同一性」（アイデンティティ）の意識に対して重大な障害を与えるものであると主張してきたが、この「自己同一性」について、その提唱者であるE・H・エリクソンは1959年発行の著書『自我同一性』（誠信書房）のなかで次のように言っていることは、原告らの主張をより一層裏付けるものとなっている。

そもそも、一つの人格的な同一性をもっているという意識的な感情は、同時にに行なわれる二つの観察に基づいている。つまりそれは、時間的な自分の自己同一と連續性の直接的な知覚と、他者が自己の同一と連續性を認知しているという事実の同時的な知覚である。私が提示する自我同一性とは、この人格的な同一性によって伝えられるような、ただ単に存在するという事実以上のものであって、むしろこの存在の自我性質に関する概念である。つまり、その主観的側面からみると、自我同一性とは、自我のさまざまな総合方法に与えられた自己の同一と連續性が存在するという事実と、これらの総合方法が同時に他者に対して自己がもつ意味の同一と連續性を保証する働きをしているという事実の自覚である。

ここでエリクソンが言っていることは、ひとりの人間の人格的な同一性には二つの側面があるということであって、それを分かりやすく言えば、

イ「私」が抱いている時間的な自分の自己同一とその連續性を直接認識していること

に加えて、

ロ その「私」について、他者が、「私」が抱いているのと同一の時間の連續性を認識していくこと

ということである。この観点に立ってみると、元号によって連續した時間の意識を切斷された「私」（日本人）は、上記イの認識に障害を負うことに加えて、上記ロがいう、他者が「私」という存在を認識してくれることにも支障が生じてくることになる。エリクソンがいう「他人」とは、コンラートがいう「通常世界

」の人々であり、その「通常世界」の人々とは、西暦という連續した時間のなかを生きている世界中の人々のことには他ならない。

3 そして、元号によって連續した時間の意識に障害を負い、「自己同一性」の意識が希薄化し、現実との間の生き生きとした接触感を喪失するに至った人々に訪れてくるものは何であろうか。それは、引きこもり、自閉、意欲の減退、うつ状態、認知症、自殺（日本人の自殺率は世界一である）であり、過失による重大事故や種々の殺人事件であり、それらを全体的にみれば、それは世界における日本及び日本人の孤立と衰退ということである。

4 被告は、本裁判における原告のこれらの重大な主張をすべて黙殺し、答弁したのはただ単に、

イ 本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができる

ロ 元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号であるだけであるが、これについて原告らは、上記第1～第5で徹底的に反論しているとおりである。そして被告が他に何らの答弁もしていないことは、原告ら及び本裁判を愚弄したものというほかなく、被告は、国として、これに真摯に答える責務がある。

第7 被告が依拠する最高裁判決は「本件政令の制定には処分性がない」として本件訴えの却下を求める根拠とはなり得ないものである。

1 被告は、行訴法3条4項にいう無効等確認の訴えは、

「処分」の効力の有無等の確認を求める訴えであるため、無効確認を求める行政庁の行為に処分性（行訴法3条2項）が認められることが訴訟要件となり、無効確認の対象となった行政庁の行為に処分性が認められないときは、訴えは不適法となる。ここにいう「処分」とは、公権力の主体であ

る国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決、最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

行政庁の行為が、一般的な規範の定立、すなわち立法行為としての性質を有するものであるときは、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼさないから、これが同時に、特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼすものでない限り、处分性が否定される。これを本件についてみると、本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼすものではないし、これと同時に、特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼすものでもないため、本件政令の制定行為に处分性はない。

から、原告の本件訴えは不適法であるとしてその却下を求めている。

2 しかしながら、被告が依拠している最高裁判例は「行政庁の行為が、一般的な規範の定立、すなわち立法行為としての性質を有するもの」であっても、それが同時に「特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼす」場合には「無効確認を求める行政庁の行為に处分性（行訴法3条2項）が認められる」ことになると判示しているというべきである。したがって、上記の最高裁判決をもって直ちに、「特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼすものでもないため、本件政令の制定行為に处分性はない。」という結論を導き出すことは不可能である。

3 被告は、本件政令の制定行為に处分性がないことの根拠として「本件政令が、『内閣は、元号法第一項の規定に基づき、この政令を制定する。元号を令和に改める。』とのみ定めており、原告らを含め、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼす規定はもとより、特定の者の具体的な権利義務ないし法律上

の利益に直接的な影響を及ぼす規定が存しない」ことを挙げているが、本件政令に「原告らを含め、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼす規定」が書かれていなかからといって、そのことをもって「原告らを含む特定の者の具体的な権利義務」に影響を及ぼすことはないという結論を導き出すことは不可能である。したがって、本件訴えの却下を求めている被告の主張はまったく根拠がないのである。

なお、被告が元号について「元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」と主張しているので、元号の本質を明らかにするために、原告らは権威ある元号学者である所功（ところいさお）及び鈴木洋仁（すずきひろひと）の両氏を、本裁判の証人として申請する予定であることをここに付記する次第である。

以上